

閱覽用

平成29年 第4回

神崎市農業委員会総会議事録

平成29年4月5日

神崎市農業委員会

## 平成29年第4回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月5日(水) 午前9時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員13名

欠席委員 なし

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

#### 4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

12番 黒田 委員

13番 本間 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信

係長 山口 秀利

### 日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 神崎市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について	1件
議案第4号 あっせん委員の指名について	1件
議案第5号 下限面積(別段の面積)の設定について	1件
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	182件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	51件

### 5. 説明のため出席した職員

#### 【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主事	市丸 麻記

#### 【農政水産課職員】

農政水産課副課長	音成 栄志
農政企画係主事	桑原健太郎
農政企画係主事補	川端 晃博

### 6. 会議の概要

#### 事務局長

改めまして、おはようございます。

本日は大変お忙し中、出席していただき、ありがとうございます。

さて、平成29年度が始まりましたが、農業委員の人事異動につきましては、臨時職員1名が異動となり、職員3名はそのままでございます。今年度もよろしく願いいたします。

着席して議事を進めさせていただきます。平成29年第4回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

#### 会 長（会長あいさつ）

改めまして、おはようございます。

桜の季節を迎えた訳ではありますが、今ちょうど5分咲きじゃないかと思います。そして私達も2年目を迎えた訳です。昨年度につきましては、初めてということで何かとご苦勞もあったと思っております。

今年度につきましては、更に成果が上るよう努めてまいりますので、よろしく申し上げます。  
それでは只今から、平成29年第4回神崎市農業委員会総会を開催いたします。

## 事務局長

本日の出席委員は13名でございます。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。 森会長、宜しくお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

## 議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は12番黒田委員と13番本間委員の2名を指名いたします。

宜しくお願いいたします。

## 議長

### 日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

## 議長

### 日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 神崎市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について	1件
議案第4号 あっせん委員の指名について	1件
議案第5号 下限面積(別段の面積)の設定について	1件
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	182件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	51件

以上、6議案188件、報告第1号の51件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

(農地法第4条関係)

(受付番号1番 申請者入室)

## 議 長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

## 事務局

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇の他田、畑、合計2筆の384㎡です。転用の目的は、既に農業用倉庫や作業場、宅地拡張などで活用されている追認許可申請で、申請人、施設などは記載のとおりです。申請地は農振・農用地区域の除外手続きは済んでいて、農地区分は集落に連たんした小集団の区域内にある農地で第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」に該当します。位置図などは5ページと6ページに添付しています。追認許可申請に必要な書類として、無届転用に係る顛末書、土地利用現況図、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水等の処理が適切になされていて、区長さん、生産組合長さんによる排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われます。説明は以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員の10番鶴委員のご意見をお伺いいたします。

## 10番 鶴委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

10番の鶴です。第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、只今、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の手塚推進とともに現地の状況や転用の内容について、申請者に確認しましたが、現状では、周辺農地の営農活動に支障が及ばないものと思われ、申請者も今後は農地法を守り、このようなこと

がないよう十分に反省されておりますので、特に問題はないと考えています。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

**議 長**

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

質疑もないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第3条関係)

**議 長**

次に、議案書の2ページをお開きください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番、2番について一括して審議いたします。事務局から説明させます。

**事務局**

**【議案第2号、議案書を基に朗読後、説明】**

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請2件について説明します。

議案書2ページに記載しております、受付番号1番から2番について、移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりです。申請者は農地の全てを効率的に耕作し、農作業

従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしていると思われます。以上です。

**議 長**

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

はい、9番 角田委員

**9番 角田委員**

9番の角田です。前回もありましたが、申請地の面積と譲受人の面積、自作地を含めてですが、どういうふうになっているのか。

**議 長**

事務局、説明をお願いします。

**事務局**

受付番号1番に関しましては、〇〇様が〇〇様に貸付地として、10,717㎡と自作の1,188㎡を譲受人の山口様に渡されますので、合計が今回の申請面積の11,905㎡となります。

**議 長**

角田委員、よろしいですか。他にありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

ないようですので、質疑を終了します。

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正)

議 長

次に、別冊の議案第3号をご覧ください。

議案第3号、神崎市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正についてを議題といたします。改正の内容について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第3号あっせん事業実施要領の一部改正について説明】

議案第3号、神崎市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について、農地移動適正化あっせん事業とは、農業委員会が農地の出し手及び受け手からあっせんの申出を受け、農業委員会が定める「あっせん基準」の要件を満たした者へあっせんを行う事業です。改正理由は農地法その他関連法等の改正に伴うものであり、改正内容は、あっせん委員の指名方法の変更や農地取得者の基準面積の変更、その他文言の整理を行っています。詳細につきましては、次ページ以降に実施要領案及び新旧対照表を掲載しています。なお、この案件については、3月16日開催の合同会議においてご協議いただいたところですので。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、神崎市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)



## 議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(あっせん委員の指名)

## 議 長

次に、議案書の3ページをお開きください。

議案第4号、あっせん委員の指名についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

## 事務局

### 【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号 あっせん委員の指名について、農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名をおこないます。受付番号1番、売渡希望所在地は、神埼町鶴で、申出理由は「後継者がいないため」ということです。申出者、売り渡し希望価格等は記載のとおりです。位置図は、7ページから9ページに添付しています。以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係る、あっせん委員を指名したいと思います。

受付番号1番の土地の所在は、神埼町鶴でございますので、農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づき、10番の鶴委員と手塚推進委員の2名を指名したいと思います。

## 議 長

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

異議なしということですので、10番の鶴委員と手塚推進委員の2名を指名します。宜しく願いいたします。

(下限面積(別段の面積)の設定関係)

## 議 長

次に、議案書の4ページをご覧ください。

議案第5号、下限面積(別段の面積)の設定についてを議題といたします。

事務局から説明させます。

## 事務局

### 【議案第5号の議案書を基に朗読後、説明】

議案第5号、下限面積(別段の面積)の設定について、農業委員会は、毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性を審議し公表することとされています。

現在、脊振町全域で別段の面積を30aと定めていますが、今年度も現行の30aを採用することとします。この件については担当地区の農業委員及び推進委員にご協議いただき、妥当な面積であるという意見をいただいています。以上です。

## 議長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第5号について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

## 議長

これより採決に入ります。

議案第5号、下限面積(別段の面積)の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(農政水産課入室)(議案第6号関係)

## 議長

農政水産課に人事異動があっているようですので、議事に入る前に農政水産課より自己紹介をお願いします。

## 農政水産課

おはようございます。農政水産課の方に異動で参りました、音成と申します。農政水産課は初めてになりますけど今から勉強を重ねていきたいと思っております。よろしくお願いい

たします。

おはようございます。農政水産課に今年度より配属されました、川端と申します。右も左もわからない状態で、まだまだ未熟ではありますが、これからどうぞよろしくお願いいたします。

農政水産課の桑原と申します。今回の農業委員会まで私の方で担当させていただきました。最後になりますが、お手柔らかにお願いします。

## 議 長

別冊の議案第6号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

## 議 長

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

## 農政水産課

### 【議案第6号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の桑原と申します、よろしくお願いたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画利用権設定関係について説明いたします。この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。利用権設定関係総括表、利用権設定関係

神埼町、新規4件、再設定33件、計37件

内訳は田82筆 154, 521㎡

畑 3筆 3, 435㎡

計85筆 157, 956㎡

千代田町、新規70件、再設定68件、計138件

内訳は田384筆 958, 255㎡

畑 1筆 322㎡

計385筆 958, 577㎡

脊振町、新規3件、再設定4件、計7件

内訳は田 27筆 27,084㎡

神崎市 合計 182件

内訳は田493筆1,139,860㎡

畑 4筆 3,757㎡

計497筆1,143,617㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

### 議長

只今、総括表の説明が終わりました。

農用地利用集積計画について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による、議事参与の制限を受ける案件が2件ありますので、先に審議いたします。

### 議長

それでは、9番角田委員が議事参与の制限を受けますので、退室を求めます。

(9番 角田委員退室)

### 議長

13ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定、受付番号9番の議事参与に関する案件について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

### 農政水産課

【議案第6号、議事参与の案件、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の13ページの千代田町、再設定、9番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。設定する内容は、田2筆6,285㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

### 議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町、再設定、受付番号9番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは、9号角田委員の入室を許可します。

(9番 角田委員入室)

議 長

次に、3番「服巻」委員が議事参与の制限を受けますので、退室を求めます。

(3番 服巻委員退室)

議 長

20ページの農用地利用集積計画、脊振町、再設定、受付番号2番の議事参与に関する案件について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議事参与の案件、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の20ページの脊振町、再設定2番の申し出について説明します。

設定する内容は、田5筆5,019㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、脊振町、再設定、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成(賛成多数)であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

3番服巻委員の入室を許可します。

(3番 服巻委員入室)

議 長

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分、受付番号1番から4番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、新規1番から4番までの申し出について説明します。

田9筆24, 292㎡となっております。その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

集計表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から6ページの33番までについて、審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町、再設定1番から6ページの33番までの申し出について説明します。設定する内容は、

田 7 3 筆 1 3 0, 2 2 9 m<sup>2</sup>

畑 3 筆 3, 4 3 5 m<sup>2</sup>

計 7 6 筆 1 3 3, 6 6 4 m<sup>2</sup>となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号33番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、7ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から12ページの受付番号70番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の7ページの千代田町、新規1番から12ページの70番までの申し出について説明します。設定する内容は、

田 2 1 1 筆 4 7 9, 2 8 9 m<sup>2</sup>

畑 1 筆 3 2 2 m<sup>2</sup>

計 2 1 2 筆 4 7 9, 6 1 1 m<sup>2</sup>となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。



**議 長**

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の新規分の受付番号1番から受付番号70番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議 長**

次に、13ページから18ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定の受付番号9番を除く、受付番号1番から受付番号68番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

**農政水産課**

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の13ページの千代田町、再設定1番から18ページの68番までの申し出について説明します。

設定する内容は、最初の議事参与の制限分を含めまして、田173筆

478、966㎡となっております。その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

**議 長**

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

異議なしと認め、質疑を終了します。

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号9番を除く、受付番

号1番から68番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、19ページの農用地利用集積計画、脊振町、新規分の受付番号1番から3番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の19ページの脊振町、新規1番から3番までの申し出について説明します。設定する内容は、田10筆7,883㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、脊振町、新規分の受付番号1番から受付番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

## 議 長

次に、20ページの農用地利用集積計画、脊振町、再設定分の受付番号2番を除く、受付番号1番から受付番号4番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

## 農政水産課

### 【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の20ページの脊振町、再設定1番から4番までの申し出について説明します。設定する内容は、最初の議事参与の制限分を含めまして、

田17筆19, 201㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

## 議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

はい、9号角田委員

## 9番 角田 委員

9番の角田です。期間の問題ですが、普通何年で申請されていると思いますが、4年11ヶ月となっておりますが、何か決まりがあるのですか。

## 議 長

農政水産課、説明をお願いします。

## 農政水産課

この再設定分につきましては、3月の農業委員会に諮る場合は、4月1日から5年間としますが、今回、提出が遅れて申請されておりますので、4月の農業委員会に諮ることとなりましたので、その際、公告日に合わせて期間の開始とさせていただいておりますので、4月10日から開始となり、4年11ヶ月と標記させていただいております。

## 議 長

角田委員、よろしいですか。他にありませんか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

## 議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、脊振町、再設定分の受付番号2番を除く、受付番号1番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

## 議 長

以上で議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

(農地法第18条第6項関係)

## 議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。

1ページの受付番号1番から17ページの受付番号51番までについて、事務局から報告させます。

## 事務局

### 【報告第1号、受付番号1番から51番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、通知の提出があったものについて報告します。1ページから17ページに記載しています受付番号1番から51番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。なお、受付番号11番から50番は農事組合法人〇〇との利用権設定に伴う合意解約です。以上です。

**議 長**

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

**議 長**

ないようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

**議 長**

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。  
これもちまして、平成29年第4回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご審議ありがとうございました。

午前10時10分 閉会